

町の融資制度ご利用を

◆問い合わせ

役場水産商工課 ☎82-3111 内線233

中小商工業金融対策基金

町内の中小企業に設備資金や運転資金を融資する制度で、町が1%の利子を補助金として補給します。

♣対象企業

▷資本金と従業員数 製造業など…3億円以下(300人以下) 卸売業…1億円以下(100人以下) 小売業…5,000万円以下(50人以下) サービス業…5,000万円以下(100人以下) 事業協同組合、企業組合、生活衛生同業組合など…制限なし

▷町内に工場または事業所があり、申請時にその事業を1年以上継続していること

▷申請時に納期の到来した町税を完納していること

▷保証機関の保証を受けられ、保証人がいること

♣申込先 岩手銀行(☎82-3131)、北日本銀行(☎82-3811)、宮古信用金庫(☎82-2455)の各山田支店へお申し込みください。

【融資内容】

使途	融 資 額	年利率	返 済 期 間	返済方法
運転資金	1企業 750万円以内	3年以内 2.7%	5年以内(据え置き6カ月含み)	割賦返済
設備資金	1企業 1,000万円以内	3年超 2.9%	10年以内(据え置き6カ月含み)	

勤労者生活安定資金融資基金

勤労者の生活安定を目的とした町の融資制度です。

♣対象 ▶町内に1年以上住んでいる▶年齢が20歳以上で、同一の事業所に1年以上勤務している▶町税を完納している▶保証機関の保証を受けられる——人

♣融資条件 貸付限度額…100万円 利率…4.93% 返済期間…5年以内

♣申込先 東北労働金庫宮古支店(☎62-6843)へ。

中所得者向け住宅

町営住宅の入居者を募集

21日から申し込み受け付け

町では、町営住宅(中所得者向け)の入居者を募集します。

▽募集住宅 柳沢第一団地B棟

▽募集戸数 二戸(二階、三階)

▽間取り 台所兼食堂、和室八畳、和室六畳、洋室約六畳、水洗トイレ、浴室

▽入居資格 ▼同居しようとする親族(婚約者を含む)がある

▼町税を滞納していない

▼申込者世帯の所得合計が、月額二十万円以上六十万一千円以下である——人

▽入居日 十二月十五日

▽申込期間 十一月二十一日～

二十七(申込者多数の場合は抽選とします)

▽申込先・問い合わせ 役場都市計画課(☎八二一三一一内線二五二)へどうぞ。

※入居時には連帯保証人二人が必要でです。

▽家賃 五万二千円(家賃のほかに共益費が月三千円程度必要です)

▽敷金 家賃の三カ月分

▽入居日 十二月十五日

▽申込期間 十一月二十一日～

二十七(申込者多数の場合は抽選とします)

▽申込先・問い合わせ 役場都市計画課(☎八二一三一一内線二五二)へどうぞ。

二十七(申込者多数の場合は抽選とします)

▽申込先・問い合わせ 役場都市計画課(☎八二一三一一内線二五二)へどうぞ。

二十七(申込者多数の場合は抽選とします)

▽申込先・問い合わせ 役場都市計画課(☎八二一三一一内線二五二)へどうぞ。

二十七(申込者多数の場合は抽選とします)

▽申込先・問い合わせ 役場都市計画課(☎八二一三一一内線二五二)へどうぞ。

二十七(申込者多数の場合は抽選とします)

▽申込先・問い合わせ 役場都市計画課(☎八二一三一一内線二五二)へどうぞ。

二十七(申込者多数の場合は抽選とします)

▽申込先・問い合わせ 役場都市計画課(☎八二一三一一内線二五二)へどうぞ。

二十七(申込者多数の場合は抽選とします)

▽申込先・問い合わせ 役場都市計画課(☎八二一三一一内線二五二)へどうぞ。

二十七(申込者多数の場合は抽選とします)

▽申込先・問い合わせ 役場都市計画課(☎八二一三一一内線二五二)へどうぞ。

二十七(申込者多数の場合は抽選とします)

▽申込先・問い合わせ 役場都市計画課(☎八二一三一一内線二五二)へどうぞ。

二十七(申込者多数の場合は抽選とします)

▽申込先・問い合わせ 役場都市計画課(☎八二一三一一内線二五二)へどうぞ。

二十七(申込者多数の場合は抽選とします)

▽申込先・問い合わせ 役場都市計画課(☎八二一三一一内線二五二)へどうぞ。

二十七(申込者多数の場合は抽選とします)

▽申込先・問い合わせ 役場都市計画課(☎八二一三一一内線二五二)へどうぞ。

二十七(申込者多数の場合は抽選とします)

▽申込先・問い合わせ 役場都市計画課(☎八二一三一一内線二五二)へどうぞ。

県最低賃金は前年度と同額

岩手県最低賃金の改正が見送られ、本年度も平成14年10月1日から適用されている最低賃金と同額となっています。この最低賃金は、労働者の生活の安定と事業の公正な競争を確保するため、法律で賃金の最低額を保障しているものです。すべての事業主は、雇用する労働者(パートタイム労働者、アルバイトなどを含む)に最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。また、最低賃金額を理由に、一方的に労働者の賃金を引き下げることは許されません。

▷岩手県最低賃金 1時間605円

▷問い合わせ 宮古労働基準監督署(☎62-6455)へ。

県民・能率手帳を販売

便利な一冊をお手元に



県民手帳と能率手帳を販売します。ご希望の方は、役場情報課または役場各支所でお求めください。両手帳には、岩手県の概要や東京都内の地下鉄路線図、郵便料金表などが掲載されているほか、別冊アドレス帳も付いています。仕事に、生活に役立つ一冊をお手元にいかがですか。

▽定価

- ・県民手帳(藤色十四センチ×八・五センチ)：六百円
- ・能率手帳(黒色十四・五センチ×九・五センチ)：七百円

※定価は消費税込みです。

▽問い合わせ 役場情報課(☎八二一三一一内線三三三)へどうぞ。